



第1章 はじめに

1-1 計画策定の目的

墓地とは、墳墓（死体を埋葬し、または焼骨を収蔵する施設）を建てる土地のことをいいます。墳墓建設などの墓地経営を行う場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、この墓地経営については、本来、地方公共団体が主体となるべきとされ、個人によるものは原則認められていません。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則（墓地等の経営主体について）

第2条 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める墓地等の經營については、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人（以下「公益法人」という。）であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

しかしながら、沖縄県においては、個人で墓地を所有するという慣習が根強く、その地域特性に配慮して個人墓地が容認されている状況にあり、このことが近年では、環境面をはじめ、地域に悪影響をもたらしています。

特に、市街地内も含めて地域に広く散在し、また、住宅に隣接する状況が増えており、このことは生活環境や景観の悪化を招くだけでなく、都市計画の障害となっていくことも予想されます。こうしたことから、沖縄県では、「沖縄県墓地公園整備基本指針（平成12年3月）」において、個人墓地は原則認めるべきでない、とあらためて方向性を示し、個人墓地の集約化が推奨されているところです。

一方、市町村の墓地行政を取り巻く状況も変化がみられます。沖縄県では、墓地等の経営の許可事務を市町村に移譲する方針を示しており、市町村においては、より一層、地域の実情に応じた墓地行政が求められるようになっていきます。

こうしたことを受け、個人墓地の散在化防止や、うるま市の実情にあった墓地行政を推進するため、「うるま市墓地実態調査報告書（平成21年3月）」を踏まえつつ、うるま市墓地整備基本計画（以下「本計画」という。）において、墓地の規制・誘導や、公営墓地の整備などの基本方向を明らかにします。

1-2 計画対象

(1) 計画区域

市全域を計画対象区域とします。

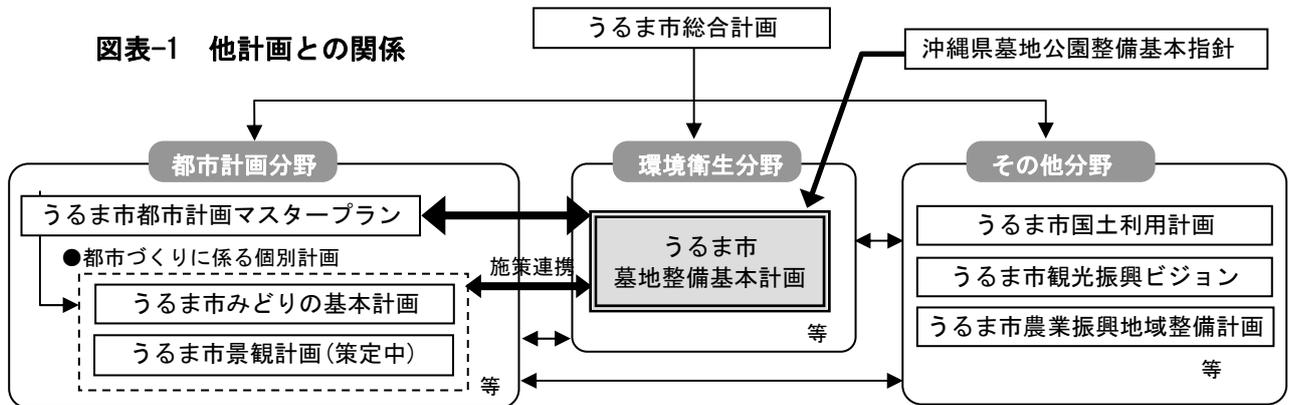
(2) 計画期間

平成 22 年度からの概ね 10 年間を計画対象期間とします。

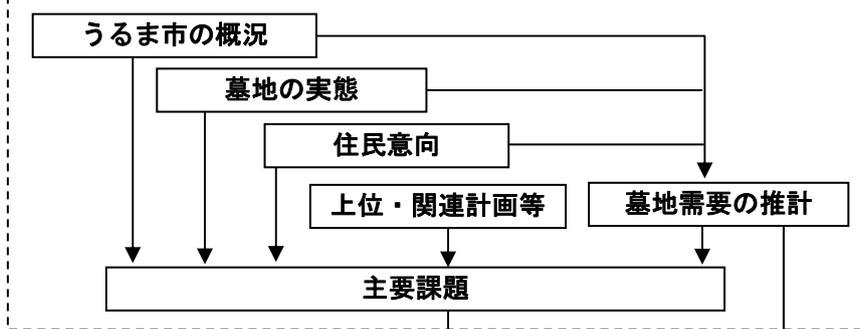
ただし、「うるま市総合計画」の見直しやまちづくりプロジェクトの具体化など、墓地の規制・誘導等に関する状況の変化により、本計画の内容に見直しの必要性が生じた場合は、柔軟に見直しを行うものとします

1-3 計画策定の体系

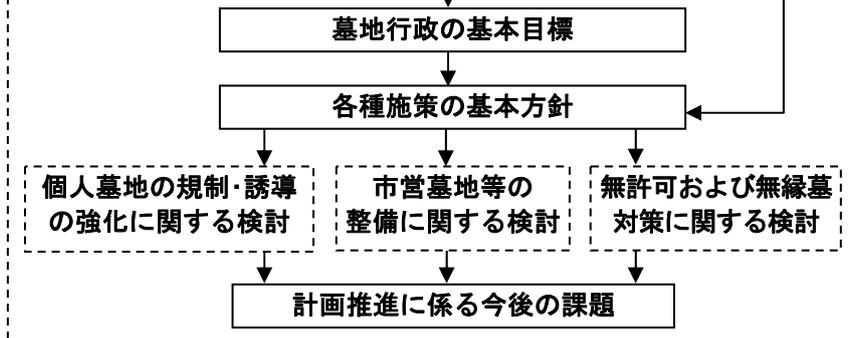
図表-1 他計画との関係



■墓地に係る現状と課題



■墓地の整備、誘導等に関する計画



図表-2
計画策定フロー

